

笛吹市教育委員会告示第5号

笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援及び共催の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 各種団体等が主催する事業で、教育委員会として経費又は人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援することをいう。

(2) 共催 教育委員会が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費又は人的負担を伴い、責任を分担することをいう。

(後援等の名義)

第3条 教育委員会が後援及び共催(以下「後援等」という。)を行う場合の名義は、「笛吹市教育委員会」とする。

(後援等の基準)

第4条 後援等の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国、地方公共団体その他これらに準じる団体

(2) 教育、芸術、文化、スポーツ等の団体

(3) 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関

(4) その他教育長が適当と認める団体

2 後援等の対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 市民生活・福祉の向上、産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与し、教育行政推進の上で特に必要と認められるもの

(2) 事業の規模又はその及ぼす効果が広い範囲にわたること及び広く市民一般を対象とするもの

(3) 事業の計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること。

(4) 私的な利益を目的としないもの

- (5) 特定の宗教活動や政治活動を内容としないもの
- (6) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの

(後援等の申請)

第5条 教育委員会の後援等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、事業実施日の30日前までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則その他これらに類する書類
 - (2) 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - (3) 事業の開催要領、企画書その他これらに類する書類
 - (4) 参加する団体又は個人から事業運営に充てるための入場料又は参加料を徴収する場合は、収支予算書
 - (5) 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類
- 2 前項の規定にかかわらず、毎年又は隔年、定例的に実施する事業であって、従前に後援等を受けているものは、前回の承認時と変更がない場合に限り、前項に掲げる第1号及び第2号の書類を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の補助金を受けて行う事業の場合は、新規案件の場合であっても、補助金交付決定通知書を添付することにより、第1項に掲げる第1号及び第2号の書類を省略することができる。
- 4 申請者は、教育長の承認を受ける前に、申請に関する事業について、「笛吹市教育委員会」の字句をパンフレット、ポスターその他チラシ等の啓発物に用いてはならない。

(後援等の承認)

第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、申請者に対し承認の可否について後援等承認通知書(様式第2号)又は後援等不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、後援等の承認をする際は、次の条件を付するものとし、違反した場合は、承認を取り消すとともに、以後、申請があった場合に、承認をしないものとする。
- (1) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。
 - (2) 承認後、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - (3) 事業の実施に当たっては、事故防止、救護体制等について十分に配慮すること。
 - (4) 当該事業を利用した営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。

(賞状の交付)

第7条 教育長は、後援等の承認を受けた事業に対して公益上特に必要と認めるときは、賞状を交付することができる。

- 2 申請者は、賞状の交付を申請するときは、第5条第1項の申請書に、同項各号に掲げる書類のほか、賞状文案等の表彰内容を明らかにする書類を添付しなければならない。
- 3 教育長は、賞状の交付について申請があったときは、その内容を審査の上交付の可否を決定し、前条第1項に規定する後援等承認通知書により、申請者に通知するものとする。
- 4 教育長は、交付する賞状に対して公印の押印が必要なときは、笛吹市教育委員会公印規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第7号)に基づき、取り扱うものとする。

(事業報告)

第8条 申請者は、後援等の承認を受けた事業が終了したときは、当該事業の終了後30日以内に後援等事業実施結果報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) プログラム、ポスター、チラシ又はその他の事業内容が明確に把握できる書類
- (2) 参加した団体又は個人から、事業の運営に充てるための入場料又は参加料を徴収した場合は、収支決算書
- (3) 賞状の交付の承認を受けた場合は、その内容が把握できる写真又は記録

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。